

# 令和5年度三次市立川地中学校生徒指導規程

## 第1章 総則

本校では、「生活のきまり」を定めている。積極的にこれを守り、主体性のある中学校生活を送ることができるようにするために本規程を定める。

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

本校では、すべての生徒の進路を実現するために「高校入試や就職活動に対応できる身だしなみ」を基準とし、次のように定める。

第2条 校内外の学習活動及び登下校（土日、長期休業等を含む）の際は、学校が定める制服を正しく着用する。

- （1）冬季
  - ①本校指定のブレザーと指定のネクタイ・リボンを着用する。
  - ②カッターシャツ・ブラウス・下着等は必ずズボン・スカートの中に入れ、ズボンにはベルトを着用する。（腰パンは認めない）
  - ③スカート丈は、ひざ立ちをした状態で、スカートが地面に着く長さを基準とする。
- （2）夏季
  - ①本校指定のカッターシャツ・ブラウスを着用し、ネクタイ・リボンは着用しない。
  - ②カッターシャツ・ブラウスの下に着用するものは、白・黒・紺・グレーの無地とする。
  - ③その他は冬季に準じる。
- （3）ソックス  
白・黒・紺色とし、くるぶしの保護のため、くるぶしの頂点より3cm以上の長さとする。ワンポイントは良い。冬季にストッキング・タイツは着用しても良いが、肌色、黒色の無地とする。
- （4）体操服
  - ①本校指定のトレーニングシャツ・トレーニングズボンを着用する。
  - ②夏季は本校指定のハーフパンツ・半袖シャツを使用する。
- （5）その他の服装
  - ①セーター・カーディガン・ベストを着用しても良いが、制服の下に着用し、袖口や裾から出ないようにする。但し、色は黒・紺・グレー系とする。
  - ②防寒具（手袋・マフラー・ジャンパー等）については、派手でないものとする。但し、室内では着用しない。
- （6）名札 夏休みまでつける。  
朝のHRでつけ、帰りのHRではずし、所定の箱に入れること。
- （7）ピアス・ネックレス・ブレスレットなどの装飾品を身に着けたり、化粧をしたり香水をつけたりすることを禁止する。  
※冬季（10月1日～5月31日）夏季（6月1日～9月30日）衣替えについては、前後約一週間の移行期間を持たせる。また、気象状況により移行期間を延ばす場合もある。

第3条 頭髪について

- （1）中学生らしい髪型とする。
- （2）パーマ・染色・脱色・ワックス等の整髪料は禁止する。
- （3）前髪は、目にかからないようにすることが望ましい。また、肩にかかった髪はゴムで結ぶこと。

第4条 履物について

- （1）上履きと下履き（靴）・体育館シューズの区別をする。
- （2）通学靴は体育等の授業で使用できるものとし、色は白無地（ワンポイントやラインの入っていないもの）ビニールまたは布製のひも靴とする。但し、ハイカットや色つきのひもは認めない。
- （3）上履き用及び体育館シューズは本校指定のものとする。  
※買い換える場合は、学校指定とする。  
※雨や雪が降っている時は、長靴・スノーブーツで通学しても良い。

第5条 カバンについて

- （1）通学カバンは、通学用に適した機能的なものであり、華美でないものとする。

第6条 持ち物については、学習や部活動に必要なものは学校に持ってこない。

- （1）携帯電話・カメラ・ゲーム・漫画等は持ってこない。持ってきた場合は一時預かり、保護者に直接返す。  
※特別な事情で携帯電話を持ち込むときは、保護者が許可申請の手続きを行う。なお、トラブル等が生じた場合は、三次警察署生活安全課等の関係機関との連携をはかる。
- （2）必要のある場合、貴重品は朝のHRの時、担当教員に提出する。
- （3）提出物の締め切りを守る。  
※宿題が期限内に提出できない場合は、個別指導を行い、保護者に連絡をする。  
※集金を持ってきた場合、朝のHRで担当教員に提出する。

第7条 通学については、交通ルールやマナーを守って安全に登下校をする。

※自転車通学の場合、各自で保険に入るのが望ましい。

- （1）登下校は届け出た通学路を通る。
- （2）自転車通学を希望する者は学校へ申し出る。
- （3）自転車で通学する場合は、必ずヘルメットを着用する。（自転車を押して歩く場合も）違反した場合は、違反者に通知書を渡し3回累積で、3日間の自転車通学を停止する。休日等の部活動での登下校も同様とする。
- （4）自転車で傘をさしての運転や二人乗りまた、並進は道路交通法違反であり危険なので絶対にしない。
- （5）自転車で学校の坂道を通行する場合は、自転車から降りる。
- （6）自転車で歩道を走行する場合は、歩行者を優先する。
- （7）11月から2月まで、登下校の安全のため、蛍光たすきを学校から貸与する。
- （8）休業中の登下校は、制服又は部活動着を着用する。
- （9）登下校中の買い食いは禁止する。

第8条 校内生活について

- （1）登校時間は8時25分とし、定められた日課にしたがって行動する。
- （2）遅刻・早退・欠席の場合は、8時25分までに保護者が学校へ連絡する。
- （3）登校後は、原則として校外に出ない。やむを得ず校外へ出る場合は、必ず担当教員に届け出て許可を得る。
- （4）学校の施設・設備を誤って破損した場合は、すぐに届ける。
- （5）器物・学校の物品を故意に破損した場合、原則弁償とする。（故意の有無については、該当生徒の状況を確認し判断する。）
- （6）学校施設内で物品を拾得した時は、すぐに届ける。
- （7）校地・校舎を大切にし、その清掃美化につとめる。
- （8）部活動終了時刻は16時45分。速やかに校外に出て、寄り道をしないで帰宅する。（試合前の部活動延長は、各部活動顧問の指示に従う。）
- （9）部活動用具の保管は、部庫・部室が使用できる。
- （10）下校時間まで保護者待ち等で過ごす場合は、図書室で学習をしたりして過ごす。
- （11）制汗剤・制汗シートの使用については、他の生徒への配慮も考え、香料のできるだけ薄いものとする。（無香料の物が望ましい）

第9条 校外生活については、保護者の責任において、次の行動をする。

- （1）外出の際は、保護者の許可を必要とする。  
（飲食店・映画館・カラオケ・ゲームセンター・友人宅等）
- （2）夜間の外出は、保護者の許可を必要とし、夜間22時以降は保護者の同伴を必要とする。（健全育成条例）
- （3）事故が生じた場合は、すみやかに担任か学校へ連絡する。

第10条 その他

- （1）体調がすぐれない時は、保健室で静かに休養する。その時は、必ず教科担任に連絡をしておく。また、保健室の利用は1時間以内とし、1時間休んでも体調がすぐれない時は、家庭連絡をし、病院等の診察を受けるなどして家庭で休養する。

※違反があった場合の指導について

- その場で改善できるものは、その場で直させる。
  - （1）本人に対する改善指導を行う。
  - （2）保護者連携による改善指導を行う。（違反物を学校で保管する場合もある）
  - （3）違反が連続したり、改善が見られない場合は、保護者連携をとり特別な指導を行う。

## 第3章 特別な指導に関すること

生徒が問題行動を反省し、より良い充実した学校生活を送るために必要なことを考え、実行させる指導を行う。生徒の内省とともに、学習指導や進路について目標を持たせる指導を別室で行う。また、必要に応じて三次市教育委員会、三次警察署生活安全課等と連携しながら、指導を行う。

第11条 次の問題行動を起こした場合には特別な指導を行う。

- （1）対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力
- （2）意図的な器物損壊行為

- （3）触法行為（飲酒・喫煙・恐喝・万引きなど）
- （4）校則違反（服装違反・頭髪違反・ピアス等）
- （5）威圧行為・暴言
- （6）いじめ
- （7）授業妨害・校内徘徊・指導無視
- （8）集団生活を乱す問題行動の繰り返し
- （9）生徒指導規程を繰り返し違反する行為
- （10）その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合（カンニング・家出など）

第12条 特別な指導の手順については、次のとおりとする。

- （1）該当生徒、関係生徒から事情を聞き取り、事実確認を行う。
- （2）家庭連絡をし、保護者へ来校を要請する。
- （3）保護者を交えて事情説明と指導を行い、別室での指導を継続する。指導を受け入れない生徒については、保護者監督として、自宅で生活をする。
- （4）別室指導の期間は、登校時間8時25分までに指定された部屋に入室し、1日を別室で生活する。下校は6校時（または5校時）終了後、反省時間をもち、個別に下校する。
- （5）別室指導の期間は、該当生徒が反省し、改善されるまでとし、繰り返される場合は、1日以上の間とする。暴力行為・器物損壊行為・触法行為の繰り返しについては、4日間の期間とする。また、1ヶ月間は、要指導期間として週末には面接を実施する。
- （6）別室指導の期間は、事実確認・反省・改善点を明らかにすることと、指示された内容を暮会まで実行し、教科の指導にあたっては、教科担当か教科担当者作成の学習資料で行う。
- （7）別室指導の解除は、担任・生徒指導部・教頭・校長が記録で確認して決定し、該当生徒及び保護者に通告し、解除日の朝、校長と再度確認した後に通常生活にもどす。  
※暴力行為・器物損壊・触法行為については、関係機関と連携する。

第13条 問題行動に対しては、第二次の取組として次の取組を行う。

- （1）友人関係を改善するための指導
- （2）ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導
- （3）個別の学習支援
- （4）当該生徒が意欲を持って活動できる場の用意
- （5）教職員との関係改善
- （6）保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整
- （7）警察等の刑事司法機関等と連携した対応
- （8）児童相談所等の福祉機関等と連携した対応
- （9）病院等の医療機関等と連携した対応
- （10）その他専門的な関係機関等と連携した対応
- （11）地域の人材や団体等と連携した対応

附則 毎年、年度末に生徒指導規程の見直しを行う。

令和3年1月7日 一部修正